

西宮市立地適正化計画作成支援業務等に係る公募型プロポーザル実施要領

「西宮市政策局公募型プロポーザル実施要領」に基づき、西宮市立地適正化計画見直し方針案作成支援業務及び西宮市立地適正化計画作成支援業務（以下「西宮市立地適正化計画作成支援業務等」という。）に係る公募型プロポーザル委託先候補特定委員会事務局（以下「事務局」という。）を西宮市政策局都市計画部都市計画課に設置し、委託先候補の選定等の事務を行う。

また、市職員で構成する委託先候補特定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委託先候補を特定する。

1. 参加資格

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和5年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出時点で西宮市の指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づき、「都市計画及び地方計画部門」の登録をしている者であること、かつ、過去10年（平成25年度から令和4年度）以内に受託し、完了した業務において、都市再生特別措置法第81条に規定される立地適正化計画（以下「立地適正化計画」とする。）の作成に係る委託業務（基礎調査等の準備段階に係る業務は除く）を直接受託し、且つその業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。
- (8) 配置する予定の管理技術者については、過去5年（平成30年度から令和4年度）以内に、管理技術者又は担当技術者として従事し、完了した業務において、立地適正化計画又は、都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」とする。）の策定に係る業務に従事した実績を1件以上有する者で、次の資格のうち、いずれか1つ以上の資格を有していること。
 - ・技術士 総合技術監理部門（建設－都市及び地方計画）、建設部門（都市及び地方計画）
 - ・RCCM（都市計画及び地方計画）、・認定都市プランナー
- (9) 配置する予定の技術者については、所属会社と入札指名通知日以前に直接的な雇用関係にある者であること。

※上記の参加資格の確認基準日は参加表明書の提出日とし、確認基準日以降、契約締結日までに

参加資格を欠く事態に至った場合には、失格とする。

2. プロポーザルの手続きについて

(1) スケジュール (予定)

募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとします。なお、スケジュールは変更する場合があります。

項目	日程	備考
募集開始	令和5年5月22日(月)	HPにて公表
質問書の提出期限	令和5年5月29日(月)※	電子メールにて受付
質問書への回答	令和5年6月5日(月)	HPにて公開
参加表明書、第1・2次評価に係る書類の提出期限	令和5年6月12日(月)※	郵送(必着)又は持参
委託先候補選定結果の通知	令和5年6月16日(金)	
ヒアリングの実施	令和5年6月28日(水)	主任担当技術者・管理技術者を対象
委託先候補特定結果の通知	令和5年6月下旬(予定)	
契約締結	令和5年7月中旬頃(予定)	

※17時30分までとする。

(2) 質問書の提出

① 提出期限

令和5年5月29日(月) 17時30分まで ※提出期限を過ぎたものは無効とします。

② 提出方法

質問書(様式第7号)に内容を簡潔に記載し、電子メールにて都市計画課(toshikei@nishi.or.jp)へ提出すること。

(3) 参加表明書及び第1・2次評価に係る書類の提出

① 提出期限

令和5年6月12日(月) 17時30分まで

② 提出方法

事務局(都市計画課)まで郵送(期限内必着)又は持参(平日9時~17時30分)すること。

③ 提出書類

- (ア) 参加表明書(様式1)
- (イ) 建設コンサルタント登録規定による登録証明の写し
- (ウ) 会社概要(リーフレット等)
- (エ) 業務実績書(様式2)

- (オ) 業務実績を証明する書類（契約書・仕様書の写し又はテクリス登録確認書）
- (カ) 業務実施体制報告書（様式 3）
- (キ) 配置予定技術者の資格及び実績を証明する書類
- (ク) 業務実施方針（様式 4）
- (ケ) 企画提案書（様式 5）
- (コ) 見積書（様式 6）

※なお、上記の（ク）、（ケ）に係る書類については、正本 1 部、副本 10 部作成し提出することとし、以下の点に注意すること。

【書類作成上の注意点】

- 委託先候補を判別できるような名称、ロゴマークは使用しないこと。
- 文字サイズは、10.5 ポイント以上とすること。
- A3 サイズの用紙を使用する場合は、書類提出の際には、A4 サイズに折ったうえで、提出すること。
- （ケ）については、提案内容を補足するための別添資料がある場合は、添付することができる。ただし、各テーマ、A3 又は A4 サイズの用紙 5 枚までとする

(4) 委託先候補選定結果の通知

委員会より委託先候補の選定結果について通知する。

(5) ヒアリング

①実施日

令和 5 年 6 月 2 8 日（水）

②実施場所

西宮市役所内会議室

③実施要領

- ・出席者は、配置予定の主任担当技術者及び管理技術者の 2 名とする。
- ・委員会委員より、提出された内容に関して、配置予定の主任担当技術者及び管理技術者に対する質疑を行う。
- ・出席者のプレゼンテーションは行わない。

(6) 委託先候補特定の通知

委員会において委託先候補として特定された者に対して、結果を通知する。

(7) 契約締結

委託先候補の特定後、企画提案書等をもとに仕様書を作成し、準備が整い次第、本市契約管理課にて契約の締結を行う。

(8) 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は、委託先候補の特定の前後を問わず失格とする。

- ① 提出期限、提出先等、必要書類の提出が定められた方法に適合しない場合
- ② 提出された見積金額が委託上限金額を超える場合
- ③ 提出された書類に虚偽の記載があった場合
- ④ 提出された書類に重大な誤脱があった場合
- ⑤ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合
- ⑥ 委託先候補がヒアリングに出席しない場合

3. 評価点・評価方法

提出された書類に基づき、事務局において第1次評価要領に基づく評価を行い、これをうけて、委員会が委託先候補を選定する。なお、参加表明者が5者に満たない場合は、全ての者を委託先候補として選定する。

委託先候補に選定された者に、委員会において、ヒアリングを実施し、第2次評価要領に基づき評価を行う。

※第1次評価（委託先候補（上位5者）を選定する。） 32点

- ①業務実績 12点、②業務体制 20点

※第2次評価（委員会において委託先候補を特定する。） 68点

- ③業務実施方針 12点、④企画提案書 36点、⑤価格 10点、⑥ヒアリング 10点

4. 委託先候補の特定方法

第1次評価及び第2次評価の合計点により、委員会において、委託先を特定する。

なお、最高評価点の者が複数の場合は、委員会の合議により特定する。

また、応募者が1者の場合は、第1次評価、第2次評価の合計点が60点以上の場合は、委託先候補として特定する。

5. 第1次評価要領

第1次評価は、提出された書類について事務局が内容を確認の上、下記の評価基準に基づき評価点を算出する。

(1) 評価基準

①応募者の業務実績（12点）

平成25年4月以降に受託し、令和5年3月末までに完了した下記の業務について、別添様式において登録し、評価対象とすることができる。

なお、下記の業務について、複数の計画を1業務として受託している場合は、それぞれの評価項目に登録することができる。

評価項目	評価基準	配点
立地適正化計画の策定に係る業務	<p>左記の業務のうち、平成 25 年 4 月以降に受託し、令和 5 年 3 月末までに完了した業務について評価対象として下記の計算式に基づき評価する。(4 件まで登録可能) ただし、少なくとも 1 件は登録することとする。</p> <p>1 業務の評価点 = $(2 \times \alpha \times \beta \times \gamma)$ 点</p> <p>係数α : 策定に係る業務 (素案・原案等の策定も含む) 1.0、 策定の準備段階に係る業務 (基礎調査等) 0.5</p> <p>係数β : 人口 30 万人 (R2 国勢調査による) 以上の市・区 (特別区に限る) 又は阪神間都市計画区域を含む市 1.0、 上記以外の市区町村 0.8</p> <p>係数γ : 「防災指針」の作成もしくは検討を含む業務 1.0、 「防災指針」の作成もしくは検討を含まない業務 0.8</p>	左記計算式により算出された合計点 (8 点満点) とする。
都市計画マスタープランの策定に係る業務	<p>左記の業務のうち、平成 25 年 4 月以降に受託し、令和 5 年 3 月末までに完了した業務について評価対象として下記の計算式に基づき評価する。(2 件まで登録可能)</p> <p>1 業務の評価点 = $(2 \times \alpha \times \beta)$ 点</p> <p>係数α : 策定に係る業務 (素案・原案等の策定も含む) 1.0、 策定の準備段階に係る業務 (基礎調査等) 0.5</p> <p>係数β : 人口 30 万人 (R2 年国勢調査による) 以上の市・区 (特別区に限る) 又は阪神間都市計画区域を含む市 1.0、 上記以外の市区町村 0.8</p> <p>係数γ : 平成 30 年 4 月以降に受託した業務 1.0、 平成 30 年 3 月以前に受託した業務 0.8</p>	左記計算式により算出された合計点 (4 点満点) とする。

②業務体制 (20 点)

配属される予定の主任担当技術者及び管理技術者の過去 5 年間の個人の業務実績について、別添様式により報告すること。

1) 主任担当技術者 (業務主任技術者※) (10 点)

評価項目	評価基準	配点
資格	<p>下記の資格のうち、もっとも配点が高いものについて評価を行う。</p> <p>①技術士 総合技術監理部門 (建設-都市及び地方計画) 又は、技術士 建設部門 (都市及び地方計画)</p> <p>②RCCM (都市計画及び地方計画) 又は認定都市プランナー</p> <p>③上記の資格なし</p>	<p>①4 点</p> <p>②2 点</p> <p>③0 点</p>

立地適正化計画、都市計画マスタープランの策定に係る業務実績	<p>主任担当技術者又は管理技術者として左記の業務で、平成 30 年度以降に受託し、令和 4 年度までに履行が完了した業務について、下記の計算式により評価を行う。（3 件まで登録可能）</p> $1 \text{ 業務の評価} = 2 \times \alpha \times \beta$ <p>係数α：策定に係る業務（素案・原案等の策定も含む）の場合 1.0、 策定の準備段階に係る業務（基礎調査等）の場合 0.5</p> <p>係数β：立地適正化計画に係る業務 1.0 都市計画マスタープランに係る業務 0.8</p>	左記計算式により算出された合計点（6 点満点）とする。
-------------------------------	---	-----------------------------

※本業務の主任担当技術者は、業務委託契約書（契約約款）第 6 条の業務主任技術者に選任するものとする。

2) 管理技術者（業務責任者※）（10 点）

評価項目	評価基準	配点
資格	<p>管理技術者は、下記の資格のうち、いずれかの資格を有するものでなければならない。また、下記の資格のうち、もっとも配点が高いものについて評価を行う。</p> <p>①技術士 総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画） ②技術士 建設部門（都市及び地方計画） ③RCCM（都市計画及び地方計画）又は認定都市プランナー</p>	<p>①4 点 ②3 点 ③2 点</p>
立地適正化計画、都市計画マスタープランの策定に係る業務実績	<p>担主任担当技術者又は管理技術者として携わった左記の業務で、平成 30 年度以降に受託し、令和 4 年度までに履行が完了した業務について、下記の計算式により評価を行う。（3 件まで登録可能）</p> <p>また、少なくとも 1 件以上、登録すること。</p> $1 \text{ 業務の評価} = 2 \times \alpha \times \beta \times \gamma$ <p>係数α：策定に係る業務（素案・原案等の策定も含む）の場合 1.0、 策定の準備段階に係る業務（基礎調査等）の場合 0.5</p> <p>係数β：立地適正化計画に係る業務 1.0 都市計画マスタープランに係る業務 0.8</p> <p>係数γ：管理技術者として携わった業務 1.0 担当技術者として携わった業務 0.5</p>	左記計算式により算出された合計点（6 点満点）とする。

※本業務の管理技術者は、業務委託契約書（契約約款）第 6 条の業務責任者に選任するものとする。

6. 第 2 次評価要領

下記の評価基準に基づき、委員会において第 2 次評価を行い、第 1 位次評価及び第 2 次評価の合計点により、委託先候補を特定する。

なお、③、④、⑤については、書面審査により評価を行う。また、②、③、④の内容について、主任担

当技術者、管理技術者に対するヒアリングを行い、評価を行う。

(1) 評価基準

③ 業務実施方針 (12 点)

応募者は、別添特記仕様書（案）に記載されている業務内容を踏まえ、別添様式第 4 号に基づき、令和 5 年度及び令和 6 年度の業務の実施方針（取組内容、体制、提案等）を提出する。

委員会は、その内容について、下記の評価基準に基づき、評価する。

評価項目	評価基準	配点
業務に対する理解度	業務に対する理解度を評価する。 ①非常に優れている。 ②優れている。 ③やや劣る。 ④劣る。	①6点 ②4点 ③2点 ④0点
実現性	業務の実施方針の妥当性、実現性等の観点から評価する。 ①非常に優れている。 ②優れている。 ③やや劣る。 ④劣る。	①6点 ②4点 ③2点 ④0点

④ 企画提案書 (36 点)

企画提案のテーマは下記の 2 テーマとする。

応募者は、別添様式 5 号に基づき、それぞれのテーマについて企画提案書を提出する。なお、必要に応じて、様式以外に、別添資料(各テーマ A3 又は A4 サイズ用紙 5 枚までとする。)を提出することができる。

委員会は、提出された書類について、下記の評価基準に基づき評価を行う。

テーマ① 立地適正化計画において検討すべき課題と都市構造等の分析手法について (18 点)

本市における地域特性（市街地条件、地形条件、交通条件等）やまちづくりの現状・課題、上位計画等（第 5 次西宮市総合計画、西宮市都市計画マスタープラン）を踏まえながら、本業務を行う上の取り組むべき主要な課題と都市構造や災害リスクの分析手法について提案する。

テーマ② 防災指針において検討すべき課題と作成方針について (18 点)

本市における地域特性（市街地条件、地形条件、交通条件等）やまちづくりの現状・課題、災害リスク、関連計画等（西宮市地域防災計画、西宮市国土強靱化地域計画等）を踏まえながら、コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、検討すべき災害リスクや課題、防災・減災対策の考え方、居住誘導のあり方等について提案する。

評価基準（各テーマ共通）

評価項目	評価基準	配点
作成資料	見やすさ、わかりやすさ（構成、要点整理）の観点から作成資料を評価する。 ①非常に優れている ②優れている。 ③やや劣る。 ④劣る。	①6点 ②4点 ③2点 ④0点
的確性	課題整理や論理展開の観点から提案内容の的確性を評価する。 ①非常に優れている ②優れている。 ③やや劣る。 ④劣る。	①6点 ②4点 ③2点 ④0点
提案力	業務提案の独創性や実現性の観点から、業務に対する提案力を評価する。 ①非常に優れた提案である。 ②優れた提案である。 ③やや劣る提案である。 ④劣る提案である。	①6点 ②4点 ③2点 ④0点

⑤ 見積書（10点）

応募者は、別添様式第6号に基づき、令和5年度、6年度の見積価格を提出する。

委員会は、下記の計算式により、評価を行う。

なお、評価点が小数点以下第3位以上となる場合は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする。

$$\text{評価点} = 10 \times \left(\frac{\text{（最低見積価格）} \times}{\text{（当該応募者見積価格）} \times} \right)$$

※令和5年度、令和6年度の合計値とする。

ただし、業務説明書に記載されているそれぞれの年度の上限委託価格を上回らないものとする。

⑥ヒアリング（10点）

委員会は、事前に提出のあった②資格・業務実績、③業務実施方針、④企画提案書について、配

置予定の主任担当技術者及び管理技術者に対して質疑を行い、下記の評価基準に基づき評価する。

評価項目	評価基準	配点
主任担当技術者の説明能力・専門性	質疑に対する対応から説明能力・専門性の観点で評価する。 ①非常に優れている ②優れている。 ③やや劣る。 ④劣る。	①5点 ②3点 ③1点 ④0点
管理技術者の説明能力・専門性	質疑に対する対応から説明能力・専門性の観点で評価する。 ①非常に優れている ②優れている。 ③やや劣る。 ④劣る。	①5点 ②3点 ③1点 ④0点

7. 確認項目・評価項目一覧

参加資格			
確認項目	確認欄		
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。			
(2) 令和5年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。			
(3) 参加表明書の提出時点で西宮市の指名停止措置を受けていないこと。			
(4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。			
(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。			
(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。			
(7) 建設コンサルタント登録規程に基づき、「都市計画及び地方計画部門」の登録をしている者であること、かつ、過去10年（平成25年度から令和4年度）以内に受託し、完了した業務において、立地適正化計画の策定に係る委託業務を直接受託し、且つその業務を履行し、成果物を納品した実績を有していること。			
(8) 配置する予定の管理技術者については、過去5年（平成30年度から令和4年度）以内に、管理技術者又は担当技術者として従事し、完了した業務において、立地適正化計画又は、都市計画マスタープランの策定に係る業務に従事した実績を1件以上有する者で、次の資格のうち、いずれか1つ以上の資格を有していること。 ・技術士 総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画）、建設部門（都市及び地方計画） ・RCCM（都市計画及び地方計画）、・認定都市プランナー			
第1次評価（32点）			
評価項目	評価基準（詳細は評価要領参照）		評価点
応募者の業務実績 （12点）	立地適正化計画に係る業務（8点）	過去10年間の立地適正化計画に係る業務について評価する。（4件まで登録可）	
	都市計画マスタープランに係る業務（4点）	過去の都市計画マスタープランに係る業務について評価する。（2件まで登録可）	
業務体制 （20点）	主任担当技術者の資格（4点）	主任担当技術者が所有する資格のうち最も配点の高い資格について評価する。	
	主任担当技術者の実績（6点）	過去5年間の立地適正化計画および都市計画マスタープランに係る業務の実績について評価する。（3件まで登録可）	

	管理技術者の資格 (4点)	管理技術者が所有する資格のうち最も配点の高い資格について評価する。	
	管理技術者の実績 (6点)	過去5年間の立地適正化計画および都市計画マスタープランに係る業務の実績について評価する。(3件まで登録可)	
第1次評価合計点 (32点)			
第2次評価 (68点)			
評価項目		評価基準 (詳細は評価要領参照)	評価点
業務実施方針 (12点)		業務に対する理解度及び実現性の観点から評価する。	
企画提案書 (36点)	テーマ① (18点)	作成資料、的確性、提案力の観点から評価する。	
	テーマ② (18点)	作成資料、的確性、提案力の観点から評価する。	
価格 (10点)		最低見積価格に対する当該応募者の見積価格で評価する。	
ヒアリング (10点)		説明力、専門性の観点から配置予定の技術者を評価する。	
第2次評価合計点 (68点)			
第1次評価及び第2次評価合計点 (100点)			

() 内の点数は各項目の満点を示している。

【関連資料】(参考)

本業務における関連資料について、参考情報として提供します。

なお、書類作成において、下記の資料を引用する場合は、出典元を明記すること。

また、下記以外の資料を参考にすることも可とするが、その際には、出典元を明記すること。

①HPにて公開中

- 西宮市の都市計画に関する基本的な方針 (平成29年3月改定)

<https://www.nishi.or.jp/kotsu/toshikeikaku/master/toshimasu.html>

- 西宮市立地適正化計画 (令和元年7月策定)

<https://www.nishi.or.jp/kotsu/toshikeikaku/master/ritteki1.html>

- 第5次西宮市総合計画 (平成31年3月策定)

<https://www.nishi.or.jp/shisei/sogokeikaku/sogokeikaku/dai5jisogokeikaku/dai5jisougoukeikaku.html>

- 西宮市国土強靱化地域計画

https://www.nishi.or.jp/shisei/sogokeikaku/bousai_gensai/20200604152645422.html

- 西宮市地域防災計画/水防計画書

<https://www.nishi.or.jp/kurashi/anshin/bosaijoho/shinotaisaku/bosaikeikaku/chikibo.html>

- 【次期】西宮市都市計画マスタープランの策定について

<https://www.nishi.or.jp/kotsu/toshikeikaku/master/toshimasusakutei.html>